

物品売買契約請書（案）

物品名及び数量 〇〇〇〇〇〇 別紙「物件内訳書」のとおり。

納 入 期 限 令和 7 年 8 月 2 9 日

納 入 場 所 別紙「納品先一覧表」のとおり

契 約 金 額 ¥ 〇〇〇, 〇〇〇－
 （うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 ¥ 〇〇, 〇〇〇－）

上記の契約について次の各項を遵守のうえ請負いたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官
九州森林管理局長 橘 政行 殿

（住 所）
（氏 名）

記

- 第 1 条 物品を納入したときは、直ちに貴官の検査を受けることとします。
- 第 2 条 検査の結果、不合格のものがあったときは、貴官の指定した期限内に物品を納入し検査を受けることとします。
- 第 3 条 当方は不可抗力により契約期間内に納品できない場合は、事由を附して納期の延長を協議することとします。
- 2 不可抗力による場合を除き納入期限を経過して納入したときは、延滞日数に応じ国の債権管理等に関する法律施工令第 2 9 条第 1 項本文に規定する財務大臣が定める率（年当たりの割合は閏年の日を含む期間についても、3 6 5 日の割合とする。）を乗じて計算した額（1 0 0 円未満の端数があるとき又は 1 0 0 円未満であるときは、その端数額又はその金額を切り捨てる。）を遅延利息として貴官に支払うことに異存ありません。
- 第 4 条 物品を納入するまでの間に生じた一切の損害は、当方の負担とします。
- 第 5 条 引渡完了後 1 年以内に契約物件にかくれたかしがあった場合は、貴官の指示に従い代品と引換え、または補修の費用を負担します。
- 第 6 条 売買代金は、納入済物件に対し適法な支払請求書を提出して支払を受けることとします。
- 2 代金支払いは、貴官が前項の支払請求書を受理した日から 3 0 日以内とします。
- 3 貴官が前項の期限を経過して支払った場合は、天災地変等やむをえない事由に

よる場合を除き遅延日数に応じ政府契約の支払遅延防止等に関する法律第8条第1項の規定により決定された率（年当たりの割合は閏年の日を含む期間については、365日の割合とする。）を乗じて計算した金額を遅延利息として当方に支払うこととします。ただし、100円未満は切捨て、総額が100円未満の場合は支払を要しません。

第7条 当方は、信用保険協会法（昭和28年法律第196号）に基づき設立された信用保証協会、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社、信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の2に規定する金融機関（以下「信用保証協会等」という。）に対して売掛債権を譲渡する場合を除き、貴官の書面による承諾を得ないで、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡又は承継させることは絶対にいたしません。

2 当方がこの契約により行うこととされたすべての給付を完了する前に、信用保証協会等に対して売掛債権の譲渡を行い、貴官に対して民法（明治29年法律第89号）第467条又は動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（平成10年法律第104号。以下「債権譲渡特例法」という。）第4条第2項に規定する通知又は承諾の依頼を行った場合、貴官が次の各号に掲げる事項を主張する権利を保留し又は次の各号に掲げる異議を留めることに異存ありません。

（1）貴官が、当方に対して有する請求債権について、譲渡対象債権金額と相殺し又は譲渡対象債権金額を軽減する権利を保留すること。

（2）当方から売掛債権を譲り受けた者（以下「譲受人」という。）は、譲渡対象債権を信用保証協会等以外の者への譲渡又はこれへの質権の設定その他債権の帰属及び行使を害すべきことを行わないこと。

（3）貴官が、当方による売掛債権の譲渡後も、当方との協議のみにより、納地の変更、契約金額の変更その他契約内容の変更を行うことがあり、この場合、譲受人は異議を申し立てないものとし、当該契約の変更により、譲渡対象債権の内容に影響が及ぶ場合の対応については、もっぱら当方と譲受人の間の協議により決定されなければならないこと。

3 前項の場合において、譲受人が貴官に対して債権譲渡特例法第4条第2項に規定する通知又は民法第467条若しくは同項に規定する承諾の依頼を行った場合も同様に異存ありません。

4 当方が信用保証協会等に対して売掛債権の譲渡を行った場合、貴官が行う弁済の効力は、貴官が予算決算及び会計令（昭和22年勅令165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとするに異存ありません。

第8条 当方がこの契約に違反し、または不正行為をしたときは、貴官はこの契約を解除することに異存ありません。

2 前項により契約を解除したときは、当方は違約金として契約金額の100分の10に相当する金額を貴官に支払うことに異存ありません。

第9条 契約に関し疑義が生じた場合は貴官の指示に従うこととします。

物 件 内 訳 書

1 数量及び納入場所

数 量 別紙のとおり
納入場所 別紙のとおり。

2 規格及び品質

「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成１２年５月３１日法律第１００号）」（通称：グリーン購入法）第６条の規定に基づく基本方針の判断基準及び配慮事項を満たす物品であること。